

津市要介護認定調査員の取扱いに関する要綱

平成 18 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市要介護認定調査員（以下「調査員」という。）に係る任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 調査員は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条第 2 項の規定による要介護認定に係る調査を行うものとする。

(身分)

第 3 条 調査員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職に属する非常勤職員とする。

(任期)

第 4 条 調査員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委嘱の方法)

第 5 条 調査員は、社会福祉法人津市社会福祉協議会からの推薦に基づき、第 2 条に規定する職務を遂行することができると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(勤務方法)

第 6 条 調査員は、市長が定める執務場所において職務に従事するものとする。

(勤務時間)

第 7 条 調査員の勤務時間は、1 週間当たり 30 時間を超えない範囲において市長の指定する時間とする。

(服務)

第 8 条 調査員は、その職務を自覚し、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

2 調査員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

3 調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解職)

第 9 条 市長は、調査員が調査員としての適格性を欠く等職務の遂行に支障があると認めるときは、これを解職することができる。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。